

サイボウズ、日本企業初のグローバル持株制度を 海外拠点へ拡大

～国内では新たに有期雇用メンバーも持株会加入対象へ～

サイボウズ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：青野慶久、以下サイボウズ）は、奨励金を100%付与する持株制度をグローバルに展開いたします。これまで日本国内で運用してきた従業員持株会に加え、2023年1月より海外拠点へ拡大する Cybozu Employee Share Ownership Plan（以下、グローバル持株制度）を導入することを発表いたします。同時に国内の従業員持株会においても、これまでの無期雇用メンバーに加え、有期雇用メンバーにまで対象を広げることにいたしました。

■グローバル持株制度導入の背景

サイボウズでは、2005年4月に日本国内で従業員持株会制度を導入、2005年9月からは、奨励金を100%に引き上げて運用をして参りました。この度、野村證券株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：奥田 健太郎）、Global Shares plc（本社：アイルランド共和国、CEO：Tim Houstoun）、Tapestry Compliance Limited（本社：イギリス、代表：Chris Fallon）が新たに提供するグローバル持株制度を利用し、日本企業として初めて国内外を含めたグローバル拠点に在籍する社員へも、持株制度を拡大します。

サイボウズはグローバル持株制度を通じて、社員一人ひとりがよりオーナーシップをもって業務に取り組む環境をつくり、グローバル全体でチームワークあふれる社会づくりにより一層取り組んでまいります。

■グローバル持株制度規約概要

グローバル持株制度の規約概要です。

（別添資料「サイボウズ株式会社グローバル持株制度の概要」参照）

※各拠点の詳細設計は別途定めます。



■グローバル持株制度導入に至るまで

この度サイボウズとして新たな取り組みとなるグローバル持株制度について、導入に至るまでの経緯や導入の想いについてまとめております。詳細は下記をご参照ください。

<https://cybozu.backstage.cybozu.co.jp/n/n8771beaef079>

■グローバル持株制度の運営にあたってのサービス提供会社概要

野村證券株式会社：野村證券は、資本市場を通じて、個人投資家をはじめ、さまざまな企業に資産運用・資金調達などのサービスを提供しています。日本における持株会の最大の受託会社であり、サイボウズの持株会事務を受託しています。本件管轄：ライフプラン・サービス部(TEL:03-6741-8267 MAIL: gmochikabukai-r4310074@jp.nomura.com)

<https://www.nomura.co.jp/introduc/>

Global Shares plc：Global Shares は株式報酬制度の実務管理に特化したソリューションを世界 100 カ国以上で展開するアイルランドの FinTech 企業です。日本においても 2019 年 1 月に Global Shares Japan 株式会社を設立し、東証上場の普通株を用いたグローバルなストックインセンティブの管理支援を複数の日本企業向けに提供しています。

<https://www.globalshares.com/ja/>

Tapestry Compliance Limited：Tapestry Compliance Limited はグローバルでの従業員株式制度、役員報酬、インセンティブを専門とする分野で数々の賞を受賞したイギリスの法律事務所です。サイボウズのグローバル持株制度の導入を支援し、デューデリジェンス、税務、その他のコンプライアンスに関するアドバイスをしています。

<https://tapestrycompliance.com/>

報道関係者様からのお問い合わせ先

サイボウズ株式会社 ビジネスマーケティング本部：山見、大槻

〒103-6027 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー 27 階

TEL: 03-4306-0803 / FAX: 03-5204-1040 / MAIL: pr@cybozu.co.jp

※商標・著作権表示に関する注記については、こちらをご参照下さい。

<https://cybozu.co.jp/logotypes/other-trademark/>

サイボウズ株式会社グローバル持株制度の概要

1. 総則

サイボウズ株式会社グローバル持株制度（Cybozu Employee Share Ownership Plan、以下「本制度」といいます）の運営は、サイボウズ株式会社（以下「当社」といいます）が統括します。

2. 参加資格

サイボウズおよび子会社の従業員で、日本国外のサイボウズの拠点が存在する国*の居住者（以下「**参加資格を有する従業員**」）といいますが、本制度に参加する資格を有します。

*ただし、法律、規制、その他事務運営上の理由により対象外となる場合があります。

3. 本制度における株式取得の権利

本制度は参加資格を有する従業員に対する当社株式取得の仕組みです。当社は参加資格を有する従業員全員に対し、本制度への参加申込申請の受付を案内しますが、参加は任意です。

参加者は当社株式の取得を目的とし給与と引きで定期的に拠出することができます。参加者の拠出に対し、当社の現地法人は奨励金を付与し、当社株式の取得に充当します。給与から拠出を控除する頻度は、現地法人ごとに決定します。

当社は本制度において参加者が拠出できる最小拠出額および最大拠出額ならびに奨励金率を定めます。

本制度への参加申込申請は、各現地法人が定める受付期間中に行うことができます。参加者は本制度に参加する際に、グローバル持株制度参加同意書の全項目に記入して提出します。

グローバル持株制度参加同意書は、以下の項目を定めます。

- 1回の拠出につき、参加者が給与からの拠出を希望する金額
- 参加者が選択する拠出額のうち、拠出が行われる際にサイボウズが奨励金として参加者に支払う割合
- 参加者が選択した拠出額および奨励金が参加者の給与から天引きされ、サイボウズ株式取得に充てられることへの参加者同意

参加同意書を受け入れた各拠点は次の手配を行います。

- 拠出が行われるごとに、参加者に対して奨励金を支払うこと
- 選択した拠出金および奨励金を参加者の給与から天引きすること
- 拠出された金額を当社株式の買付けに充当すること

4. 持株制度管理責任者

本制度において参加者が取得した株式は、参加者に代わり持株制度管理責任者が管理します。参加者は本制度において取得した株式に対して支払われる配当金を受け取る権利および年次株主総会において議決権を行使する権利を有します。

参加者は本制度において取得した株式を売却、もしくは本制度からの当該株式の振替を持株制度管理責任者に指示することができます。

ただし、中国に居住する参加者は本制度からの株式の振替は行えず、本制度株式の売却のみ可能です。配当金および売却益は中国に送金され、参加者の銀行口座等に振り込まれます。

5. 参加の継続

参加者は給与から拠出する金額を（最大および最小許容拠出額の範囲内において）変更することができます。

また、参加者は本制度への参加を休止することができます。

また希望すれば、本制度から完全に脱退することもできます。ただし、一旦脱退した参加者は特別の事情がない限り、通常は再度参加することはできません。

当社は本制度における最大・最小許容拠出額、奨励金率を変更することができます。

6. 配当金の再投資

当社が別に定めた場合を除き、本制度において保有される株式の配当金は、参加者に代わり当社株式に再投資されます。中国の参加者の配当金は中国へ送金する必要があり、再投資はされません。

7. 退職者

参加者が退職した場合、本制度における参加者資格を喪失します。

その場合、参加者は取得株式を当面の間本制度における管理継続が可能ですが、持株制度管理責任者に自己の口座への振替か売却の指示を出す必要があります。

8. 改正と廃止

会社は、いつでも本制度を変更することができます。

本制度は会社が本制度の廃止を決定しない限り存続します。